

# 障害者差別解消法の概要

内閣府障害者差別解消法施行準備アドバイザー  
又村 あおい

## 差別解消法の成立と障害者権利条約の批准まで

平成16年6月 障害者基本法改正

※ 施策の基本的理念として差別の禁止を規定

平成18年12月 国連総会において障害者権利条約を採択

平成23年8月 障害者基本法改正

※ 障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念を規定

平成24年9月 障害者政策委員会差別禁止部会意見取りまとめ

平成25年5月 衆議院本会議にて可決

6月 参議院本会議にて可決

※ 公布・一部施行（完全施行は平成28年4月1日）

11月 障害者の権利に関する条約衆議院本会議にて承認

12月 障害者の権利に関する条約参議院本会議にて承認

平成26年1月 障害者の権利に関する条約批准（締結）

## 創設・改正された法制度（その1）

1. 平成23年6月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立
2. 平成23年7月「障害者基本法」の改正が成立
3. 平成24年6月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）」が成立（自立支援法の改正）

## 創設・改正された法制度（その2）

4. 平成24年6月「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法・旧ハート購入法）が成立
5. 平成24年6月「障害者雇用促進法」における障害者雇用率の引き上げ
6. 平成24年7月「特別支援教育に関する報告」が公表され、特別支援教育の充実などを提示

## 創設・改正された法制度（その3）

7. 平成25年5月「公職選挙法」が改正され、成年後見制度の後見類型の人の選挙権が回復

8. 平成25年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（28年4月から）

9. 平成25年6月「障害者雇用促進法」が改正、精神障がいの雇用義務化や合理的配慮など義務化（28年4月から）

## 障害者差別解消法の概要・1（第1条）

### 目的

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が・・基本的人権を享有する個人として・・その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する・・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における・・差別を解消するための措置等を定めることにより・・差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく・・共生する社会の実現に資することを目的とする。

障害を理由とする差別（以下、障害者差別）の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、障害者基本法第4条の差別の禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を目的とする。

## 障害者差別解消法の概要・2（第1条）

参考：障害者基本法（抜粋）

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

平成28年（2016年）1月13日 平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 資料

7

## 障害者差別解消法の概要・3（定義・留意事項）

### 定義

1. 障害者・・・障害者基本法の定義に基づく（障害者手帳所持者に限らない）
2. 行政機関等・・・国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（※）
3. 事業者…商業その他の事業を行う者（事業規模を問わず、営利・非営利も問わない）

※ 地方公営企業及び公営企業型地方独立行政法人は事業者

### 留意事項

1. 事業者ではない一般私人の行為や個人の思想・言論や障害者間の問題は対象外（啓発活動等を通じて対応）
2. 雇用分野については障害者雇用促進法により具体的な措置を規定

平成28年（2016年）1月13日 平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 資料

8

# 障害者差別解消法の概要・4（第3条 第5条）

## 国及び地方公共団体の責務、国民の責務

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は・・・障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （国民の責務）

第四条 国民は・・・障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第3条は、国・都道府県・市町村の責務として、障害者差別の解消に関する施策を策定、実施しなければならない規定（地域の実情に応じて、障害者差別解消に関する条例（いわゆる上乗せ・横出し条例）を制定することも含む）

第4条は、国民の責務として、障害者差別解消の推進に寄与するよう努めなければならない規定（努力義務規定）

平成28年（2016年）1月13日 平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 資料

9

# 障害者差別解消法の概要・5（差別の禁止）

## 障害を理由とする差別の禁止

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、

- ① 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることで障害者の権利利益を侵害してはならない。
- ② 障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があった場合、実施に伴う負担が過重でなければ、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

事業者は、その事業を行うに当たり、

- ① 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることで障害者の権利利益を侵害してはならない。
- ② 障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があった場合、実施に伴う負担が過重でなければ、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

平成28年（2016年）1月13日 平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 資料

10

# 障害者差別解消法の概要・6（差別的取扱い）

障害を理由とする差別の禁止（続き）

## 不当な差別的取扱い

1. 障害者であることのみを理由に、正当な理由なく 障害者に対する商品やサービスの提供を拒否する（権利利益を侵害する）ような行為
2. 実際の場面において「不当な差別的取扱い」に該当するかどうかは、個々の状況に応じ、事案ごとに判断（正当な理由がある場合には差別的取扱いにならない）

平成28年（2016年）1月13日 平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 資料

11

## 差別的取扱いを判断する際の視点

1. 個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止など）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
2. 正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい

平成28年（2016年）1月13日 平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 資料

12

# 障害者差別解消法の概要・7（合理的配慮）

障害を理由とする差別の禁止（続き）

## 合理的配慮

1. 日常生活や社会生活における制限（暮らしにくさ）をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表示があった場合に、個別の状況に応じて講じられるべき措置（乗り物への乗車に当たっての職員等による手助け、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応、段差の解消のための渡し板の提供など）
2. 「意思の表明」は、言語（手話も含む）その他の意思疎通のための手段により伝えることを指し、知的障害等により本人が自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族等が本人を補佐して意思の表明をする場合も含み得る

合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合、義務は生じない

平成28年（2016年）1月13日 平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 資料

13

## 合理的配慮の主な類型と例

物理的環境への配慮	意思疎通の配慮	ルールなどの柔軟な変更
1. 携帯スロープを渡して段差を解消する、段差越えを手助けする 2. 高いところにある商品を取って渡す	1. 筆談や簡単な手話による意思伝達 2. 文字情報の読み上げ 3. 分かりやすい表現を用いた会話	1. 研修会などにおける休憩時間の調整 2. 障害特性に応じた手続き順や席の確保 3. 非公開会議への介助者同行

平成28年（2016年）1月13日 平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 資料

14

# 過重な負担を判断する際の視点

1. 個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断  
事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況
2. 過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい

## 障害者差別解消法の概要・8（第3条 第5条）

### 合理的な配慮に関する環境の整備

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

障がいのある人からの意思表示があった場合において個別に求められる「合理的配慮」を的確に行うため、建築物をバリアフリー化する、職員に対する障がい特性理解の研修などを行うといった「環境の整備」に関する取組みが計画的に行われるよう、努力義務を規定

# 障害者差別解消法の解説・9（地域協議会）

## 障害者差別解消支援地域協議会

### 趣旨・目的

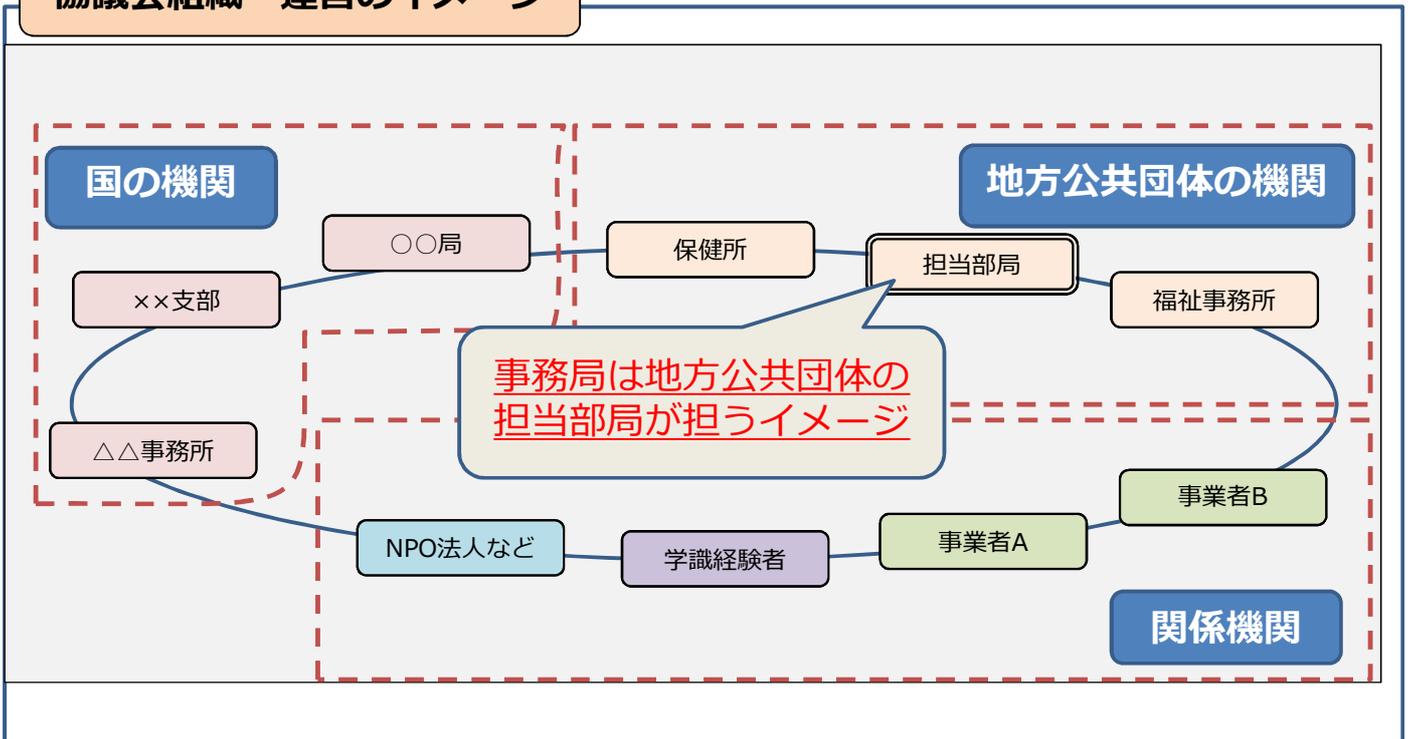
行政機関に対して障害者差別に関する相談等をした際に、各機関が有している権限は必ずしも明らかでなく、相談等を受けた窓口だけですべてに対応することが困難

そのため、国や地方公共団体の機関（関係機関）が「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することにより、地域において障害者差別に関する相談や争いごとの防止や解決などを推進するためのネットワークを構築することが重要

協議会を通じて、いわゆる「制度の谷間」や「相談のたらいまわし」などが生じない体制の構築や地域全体での相談・紛争解決機能の向上を図る（協議会設置は各地方公共団体の判断（任意設置））

# 障害者差別解消法の概要・10（地域協議会）

## 協議会組織・運営のイメージ



# 地域協議会に期待したいこと

1. 差別解消法は既存の相談窓口や紛争解決窓口を活用するため、対応のばらつきが生じないよう、情報や注意点などの共有が重要
2. 差別解消法の広報周知をはじめとする、障がいのある人の差別解消や権利擁護に関する重点的な取組みを推進（特にグループホームなどの建設に関する反対運動や地元同意）
3. ヒアリングなどを通じて、事業者団体における取組みなどを収集、公表
4. 見過ごせない差別には積極的に解決を後押し

平成28年（2016年）1月13日 平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 資料

19

## 障害者差別解消法の概要・11（基本方針）

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

#### 【位置付け】

障害者差別解消の推進に関する施策を総合的・一体的に実施するため、政府の施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる考え方などを示すもの（平成27年2月24日に閣議決定！）

#### 【内容】

- ①差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- ②行政機関等が講ずべき措置に関する基本的な事項
- ③事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- ④その他、障害者差別解消の推進に関する重要事項（障害者差別を解消するための支援措置、啓発や情報収集、見直しなど）

## 基本方針に即して対応要領・指針を作成

平成28年（2016年）1月13日 平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 資料

20

## 障害者差別解消法の概要・12（対応要領・指針）

### 国・地方公共団体等職員対応要領

国や地方公共団体、独立行政法人などの職員を対象に、障害を理由とする差別の禁止に関して適切に対応できるよう、それぞれの機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す（地方公共団体は努力義務）

### 主務大臣の定める対応指針

事業者を対象に、障害を理由とする差別の禁止に関して適切に対応できるよう、該事業分野における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す（事業分野ごとの主務大臣が作成）

作成に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること、作成後は公表することが必要

## 障害者差別解消法の概要・13（啓発活動）

### 啓発活動

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

【趣旨】

障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、地域住民の関心と理解を得るために必要な啓発活動を行う。

なお、障害者関連施設（入通所施設やグループホームなど）の立地に関し、住民の同意を要件とするなどの特別な条件付けを行わないほか、障害者差別の要因と思われる無理解や偏見などを取り除くため、障害者に対する住民の理解を深める趣旨の必要な啓発活動を行うことが適当。

# 障害者差別解消法の概要・14（相談体制）

## 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

### 障害者に関する既存の相談窓口等（一例）

福祉事務所・地方公共団体の担当部局・保健所・教育委員会・法務局（地方法務局）・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）・児童相談所（療育センター）・基幹相談支援センター・都道府県障害者権利擁護センター・市町村障害者虐待防止センター など

平成28年（2016年）1月13日 平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 資料

23

## 地域協議会体制整備事業について

1. 差別解消法の「地域協議会」が全国で設置されるよう、先駆的な地域の取組みを調査・収集し、内閣府において取りまとめて都道府県・市町村へ情報提供するもの
2. 平成26年度から実施
3. 主に障害者差別の解消に資する条例を制定している地域を中心に、法施行前から「地域協議会」をモデル的に立ち上げていただき、その取組状況を調査

平成28年（2016年）1月13日 平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 資料

24

## 地域協議会体制整備事業について

4. 現在のモデル会議実施地域は、鹿児島県のほか、岩手県、千葉県、新潟市、さいたま市、千葉県浦安市、兵庫県明石市、神奈川県湘南西部圏域の8地域
5. 各地域でのモデル会議開催のほか、内閣府本府では障害当事者や有識者による「地域協議会在り方検討会」を開催
6. モデル会議の構成員は、「在り方検討会」の専門構成員(地方構成員)という位置付け

## 地域協議会体制整備事業について

7. まずは全国各地で地域協議会を立ち上げる際の参考とするため、「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針」を作成し、公表
8. さらに、各地のモデル会議等における取組み内容を取りまとめ、在り方検討会における意見交換を踏まえ、本年11月に「障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き」を作成し、公表
9. 今後も内容の充実を図り、協議会の設置を促進

# 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針の概要

## 1 地域協議会を組織する趣旨

### ・地域協議会の事務

障害者差別に関する相談等に係る協議や地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行うものとする。  
※個別事案ごとに差別か否かの判断を行うことまでは想定されないことに留意

### ・対象となる障害者差別に係る事案

一般私人による事案は地域協議会における情報共有の対象としないうこととするが、環境の整備に関する相談、制度等の運用に関する相談については情報共有の対象とすることとする。

## 2 地域協議会の基本的な仕組み

### ・地域協議会の組織 ※条例を根拠とする必要はないことに留意

地域協議会を組織するに当たっては、都道府県、市町村、特別区など地方公共団体が主導して組織すること

### ・運営方法

代表者会議、実務者会議を設けるなどが考えられること

想定される地域協議会の構成機関等 ※当事者の参加について特に留意すること

	都道府県	市町村
国の機関	法務局、労働局 等	法務支局、公共職業安定所 等
行政	障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、都道府県警 等	障害者施策主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会 等
当事者	障害者団体、家族会 等	障害者団体、家族会 等
教育	校長会、PTA連合会 等	PTA会長 等
福祉等	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター 等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者（基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者）、民生・児童委員 等
医療・保健	医師会（医師）、歯科医師会（歯科医師）、看護協会（保健師・看護師）、医療機関 等	医師、歯科医師、保健師、看護師 等
事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、特例子会社 等	商工会議所、公共交通機関、特例子会社 等
法曹等	弁護士会、司法書士会 等	弁護士、人権擁護委員 等
その他	学識経験者、新聞社、放送局 等	学識経験者 等

## 3 都道府県単位で組織する地域協議会と市町村単位で組織する地域協議会について ※指定都市は都道府県に準ずるものとする

### ・都道府県の地域協議会に期待される役割

- ①事案の情報共有及び構成機関等への提言
- ②地域における障害者差別解消の推進のための取組に関する協議・提案
- ③市町村の地域協議会から情報提供又は協力を求められた事案の対応に係る協議

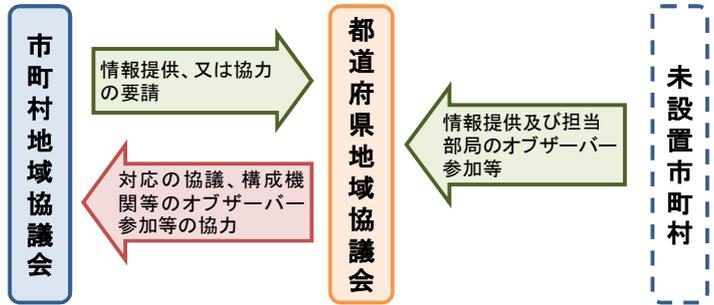
### ・市町村の地域協議会に期待される役割

- ①事案の情報共有及び構成機関等への提言
- ②事案の解決を後押しするための協議
- ③事案について、都道府県の地域協議会への情報提供又は協力を求めること

### ・都道府県の地域協議会と市町村の地域協議会の関係

- ①地域協議会を組織している市町村と都道府県との関係  
広域にわたる課題や市町村の地域協議会に参加する構成機関等の権限に属さない事項については都道府県の地域協議会に情報提供又は協力を求めること
- ②地域協議会を組織していない市町村と都道府県との関係  
未設置市町村で生じる問題への対応は都道府県の地域協議会が扱うこと

都道府県地域協議会と市町村地域協議会等の関係イメージ



## 4 地域協議会の事務局

### ・役割

地域協議会の事務局は、運営の中核として地域における障害者差別の事案を取り巻く状況を的確に把握し、必要に応じて他の関係機関等との連絡調整を行うこと

- ①協議会に関する事務の総括
- ②取組の実施状況の進行管理
- ③取組の実施に係る関係機関等との連絡調整

### ・想定される部署

各地方公共団体の障害者施策主管部局が一般的に想定されるが、具体的にどの部局を事務局とするかは各地方公共団体の判断によること

### ・その他の機能

権限を有する他の機関につなぐといったコーディネート機能も併せて持つこと

※事案に対応する相談員を別途配置するかについては各地方公共団体の判断による

## 5 相談及び紛争の防止等のための体制

### ・役割

- ①障害者差別に関する相談窓口の明確化
- ②紛争を防止又は解決する機能の充実・強化

### ・地域協議会への情報提供

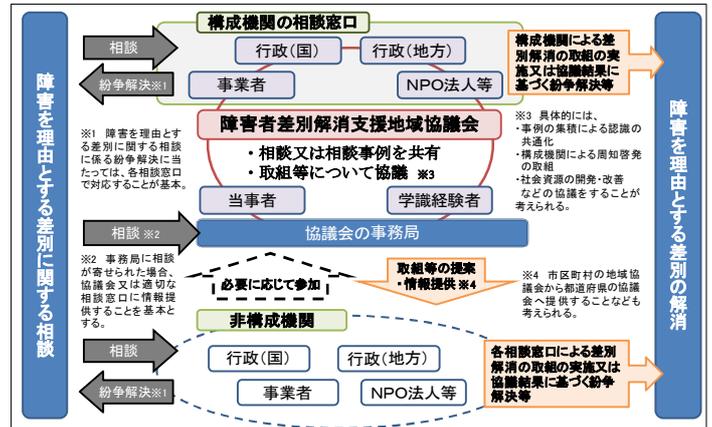
- ①地域内に他の適切な機関がない事案
- ②複数の機関による連携が必要と思われる事案
- ③紛争の解決に至った事案
- ④本人は障害者差別と認識していないが困難を抱えているような事案

※情報提供に当たっては、本人の同意を得る又は個人情報や秘密に係る情報を特定しない範囲で情報提供することに留意

## 7 秘密保持義務

・本体制整備事業は、法施行前に行われるものであることから、地方公務員法や刑法等による秘密保持義務があるものを除き、法律上の秘密保持義務は生じないことに留意 ※体制整備事業においては、構成員に対し誓約書の提出を求めることなどにより、秘密保持義務を担保すること

障害者差別に関する相談の流れイメージ



## 6 既存の協議会等との関係

### ・法律又は条例に基づく協議会

新たに組織するか、又は既存の附属機関又は要綱設置による協議体に地域協議会の機能を付加するかについては、地域の実情に即して地域協議会を組織する国の機関及び庶務を行う地方公共団体の判断に委ねられること

※地域協議会の機能を付加した地方公共団体の既存の附属機関に、国の機関の職員が任命等されることは排除されないことに留意

### ・法律に基づかないネットワーク

様々なネットワークに対し、周知・啓発の働きかけを行々とともに、ヒアリング等により、事例の集積や共通の認識の形成に資する取組を進めること

# 障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き（概要）

## 1 障害者差別支援地域協議会はなぜ必要なのですか？

障害者にとって身近な地域において主体的な取組があることが重要

- ◆行政機関の相談窓口へ障害者差別に関する相談等を行う際、初めから権限を有する機関を選んで相談することは難しい。
- ◆相談等を受ける行政機関においても、相談内容によっては、当該機関だけでは対応できない可能性がある。

【地域協議会を組織するメリット】

- (1) 相談への迅速かつ適切な対応
- (2) 紛争解決に向けた対応力の向上
- (3) 職員の事務負担の軽減
- (4) 権利擁護に関する意識のPR

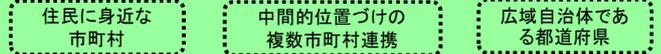
国と地方公共団体の機関が、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織できる(法第17条)

## 2 地域協議会は何をするのですか？

- (1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- (2) 関係機関等が対応した相談事例の共有
- (3) 障害者差別に関する相談体制の整備
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (5) 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- (6) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

## 3 地域協議会はどうやって立ち上げるのですか？

- (1) 組織形態:  
特別な決まりはない。単位(都道府県・市町村)、規模によって異なり、地域の実情に応じてさまざま。※既存の会議体に協議会の機能を付加する方法もある。
- (2) 会議の運営:  
まずは関係機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことが大切。また、効率的な会議のための分担も考えられる。  
Ex. 代表者会議の下に実務者会議を置く。
- (3) メンバー構成: 設置主体や区域の広さなどによって異なる。(参考: 下表)
- (4) 事務局: 障害福祉部局が地域協議会の庶務を担当する。  
Ex. 協議会に関する事務の総括、各種取組に関する実施状況の進行管理、関係機関等との連絡調整
- (5) 都道府県と市町村の違い: 組織単位でその特性を活かして業務を実施。



## 4 各相談窓口と地域協議会との関係はどうなるのですか？

各相談窓口: 一次的な受け皿 地域協議会: 共有・協議の場  
相談を各窓口から適切な機関につなぐ、複数機関の連携が必要な時の対応

## 5 守秘義務

地域協議会を構成する全ての者に守秘義務。(法第19条)  
→積極的な意見交換や連携の推進を担保。

## 6 参考資料 : 関係条文等

## 【別添】モデル事業実施自治体の事例集

分野	都道府県	市町村
行政	国の機関	法務局、労働局や運輸支局などの国地方出先機関 等
	地方公共団体	法務局、公共職業安定所(ハローワーク) 等
関係機関団体等	当事者	障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、学校、都道府県警 等
	教育	障害者団体、家族会 等
	福祉等	校長会、PTA連合会 等
	医療・保健	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター 等
	事業者	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者(基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者)、社会福祉施設、民生・児童委員 等
	法曹等	医師会(医師)、歯科医師会(歯科医師)、看護協会(保健師・看護師)、医療機関、病院団体 等
その他	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、事業者 等	
	弁護士会(弁護士)、司法書士会、人権擁護委員連合会(人権擁護委員) 等	
	商工会議所、公共交通機関、事業者 等	
	弁護士、司法書士、行政書士、人権擁護委員 等	
	学識経験者、新聞社、放送局 等	
	学識経験者、自治会 等	